

平成24年度加西市職員採用試験のご案内(事務・保育士・幼稚園教諭)

加西市では、平成24年4月1日採用の職員を次のとおり募集します。

■募集職種

職種	採用予定人数	受験資格
事務	5名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく4年制大学を卒業、又は平成24年3月に卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭A	2名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許を両方有する人、または平成24年3月31日までに両資格を取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭B	1名程度	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、次の要件をすべて満たす人 ①保育士資格を有する人 ②幼稚園教諭免許を有する人 ③保育士又は幼稚園教諭としての職務経験が10年以上(平成24年3月31日現在)ある人

■受験申込・試験日程

受験申込	提出書類	市所定の受験申込書、エントリーシート及び受験票(詳細は募集要項をご覧ください)
	受付期間	平成23年7月1日(金)～7月29日(金) 土日祝除く 8:30～17:15 持参または郵送によりお申込みください。郵送による場合は29日必着
	申込先	〒675-2395(住所表記不要) 加西市役所総務部人事課(市役所3階)
試験日程・種目(一次試験)		平成23年8月21日(日) 教養試験、適性試験、論文試験 (保育士・幼稚園教諭ABは教養試験の代わりに保育士専門試験を実施) 平成23年8月22日(月) 面接試験

※募集要項や受験申込書は市ホームページからダウンロードできます。また、市役所でも配布しています。

【問合せ】 人事課 ☎④8702 FAX④1800 jinji@city.kasai.lg.jp

平成23年度国民健康保険税について

■平成23年度国民健康保険税額決定通知書を7月中旬に送付します

平成23年度の国民健康保険税は、次の税率等をもとに計算します。前年度に比べ、低・中間所得者層の負担軽減を図るための変更をしています。「医療分」の課税限度額を10,000円、「後期高齢者支援分」の課税限度額を10,000円、「介護分」の課税限度額を20,000円それぞれ引き上げています。

区分	①所得割	②被保険者均等割	③世帯別平等割	課税限度額
医療分	6.2%	21,000円	22,000円	510,000円 (10,000円増)
後期高齢者支援分	2.5%	7,000円	7,000円	140,000円 (10,000円増)
介護分	2.0%	8,000円	6,000円	120,000円 (20,000円増)

※()内は前年度比で、それ以外は増減がありません。

- ①所得割/加入者の前年中の所得から基礎控除(33万円)を引き、その額に税率を掛けた金額
 - ②被保険者均等割/加入者一人当たりにかかる金額
 - ③世帯別平等割/一世帯当たりにかかる金額
- 課税限度額/一世帯当たりの限度額



■保険税の納期

平成23年度から国民健康保険税の納期を8回から9回に変更しました。1回あたりの負担額が軽減されることになります。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月29日	4月2日

・保険税の納付義務者は国民健康保険における世帯主です。保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。

■保険税の決め方

- ・医療分の保険税の額は、その年に予想される国保全体の医療費から、自己負担分と国などの補助金を除いた額になります。
- ・後期高齢者支援分は、後期高齢者医療制度に対して給付等に必要額のうち公費5割、後期高齢者保険料1割を除いた約4割分を74歳以下の各医療保険の被保険者に負担していただき、後期高齢者の医療を賄うものです。
- ・介護分については、国民健康保険に加入している40歳から64歳までの人がいる世帯に医療分とともに課税されます。
- ・65歳以上になると介護保険料として国民健康保険税とは別に納めることになります。39歳までの方は介護分の負担はありません。
- ・医療分・介護分・後期高齢者支援分とも所得割、均等割、平等割を基礎として計算し、決定された保険税額は7月中旬に郵送で各世帯に通知します

■保険税の減免

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が困難なとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険税の減免を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

■保険税の年金からの天引き(特別徴収)

平成22年10月より年金から国民健康保険税の天引き(特別徴収)が始まっています。一定の要件を満たす65歳以上の国民健康保険被保険者のみの世帯における世帯主が対象です。対象となる方は、7月中旬にお届けします「国民健康保険税納税通知書」2枚目「納付明細」の「特別徴収」欄に金額の記載がありますのでご確認ください。

■新たに特別徴収となる方

納付方法	普通徴収			特別徴収(年金からの天引き)		
	月	税額	納付方法	月	税額	納付方法
	7月(1期)	年税額の1/9	8月(2期)	8月	10月	12月
			9月(3期)	9月	12月	2月
			年税額の1/9	年税額の2/9	年税額の2/9	年税額の2/9

■前年度から引き続き特別徴収となっている方

納付方法	特別徴収(年金からの天引き)					
	月	税額	納付方法	月	税額	納付方法
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	各月、2月の特別徴収額と同額			当該年度の年税額から4・6・8月分を引いた額の1/3ずつ		

なお、特別徴収の要件を満たす方についても、口座振替の登録があり一定の要件を満たしている方については、特別徴収とはせずに引き続き口座振替での納付としています。また、特別徴収となっている方でも、口座振替による納付に変更できる場合がありますので、ご希望の場合はお問い合わせください。

■国民健康保険限度額適用認定証の更新申請について

「国民健康保険限度額適用認定証」が、8月1日から更新されます。1か月の入院等にかかる窓口支払が、自己負担限度額までの支払で済むものですので、引き続きご利用される方や新たにご利用される方は、申請してください。

申請要件/国民健康保険に加入していて、国民健康保険税の滞納が無いこと。
申請時期/7月22日(金)以降
申請場所/国保健康課(市役所1階⑦番窓口)
必要な物/保険証、印鑑

■国民健康保険高齢受給者証の更新について

「国民健康保険高齢受給者証」が、8月1日から更新されます。国民健康保険の加入者で70歳～74歳の方を対象に、国民健康保険証とは別に国民健康保険高齢受給者証が交付されています。医療にかかられる際に、国民健康保険証と一緒に窓口で提示していただくものです。新しい受給者証は7月下旬頃に郵送します。

【問合せ】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721 税に関することは、税務課税制担当 ☎④8712

■納期内完納にご協力をお願いします

平成23年度固定資産税2期、国民健康保険税(普通徴収)1期の納期限は8月1日(月)です。なお、固定資産税の納付書については、ハガキ(圧着形式)で送付します。